

○国土交通省告示第三百八十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事の一部を改正する告示

国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事（平成二十年国土交通省告示第五百十五号）の一部を次のように改正する。

一イ中「窓の種具等が、」の下に「窓が面する方位に忖じ、」を加える。

一ウ中「通じているものを除く。」の下に「以下同じ。）」を、「それぞれ」の下に「住宅の種類、」を加える。

一ウからオまで中「別表4」を「別表4-1」に改める。

一エ中「それぞれ」の下に「住宅の種類、」を、「断熱材の施工法」の下に「、部位」を、「基準値以上となるもの」の下に「（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（

以下「一般部」という。)の断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。)を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。)の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4-2に掲げる基準値以上となるもの)を定める。

1 但し「それぞれ」の次に「住宅の種類、」を、「断熱材の施工法」の次に「、部位」を定める。

11 但し「A9511-2006R」を「A9511」とし、「A9526-2006」を「A9526」と定める。

別表2-2 但し「熱線反射ガラス」を「遮熱低放射複層ガラス」とし、「R3221-1995」を「R3221-2002」に改め、同表1 但し「低放射ガラス、」を並べ、「熱線吸収ガラス」の次に「又は熱線反射ガラス」を加える。

別表2-2 の1を2とし、同表の1-2-1に次のものを定める。

- 1 「日射侵入率」は、日本工業規格 R3106-1998 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める測定方法によるものとする。

別表4 但し	「	<table border="1"> <tr> <td>木造、枠組壁工</td> <td>外張断熱工</td> </tr> <tr> <td>法又は鉄骨造の</td> <td>法</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td></td> </tr> </table>	木造、枠組壁工	外張断熱工	法又は鉄骨造の	法	住宅		」	を	「	<table border="1"> <tr> <td>木造、枠組壁工</td> <td>外張断熱工</td> </tr> <tr> <td>法又は鉄骨造の</td> <td>法又は内張</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>断熱工法</td> </tr> </table>	木造、枠組壁工	外張断熱工	法又は鉄骨造の	法又は内張	住宅	断熱工法	」	と定める。同表 但し
		木造、枠組壁工	外張断熱工																	
法又は鉄骨造の	法																			
住宅																				
木造、枠組壁工	外張断熱工																			
法又は鉄骨造の	法又は内張																			
住宅	断熱工法																			

5を8とし、4を7とし、3を4とし、4の次に次のように加える。

- 5 鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値を加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。

別表 4-2 の次に示すものをいう。

- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。

別表 4 を別表 4-1 から別表 4-3 までをいう。

別表 4 - 2

地域	外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料）の熱	一般部（鉄骨柱が存する部分以外の壁）の断熱層（断熱材で構成さ	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫

	抵抗	れる層) を貫 通する金属部 材料の有無			通する金属部 材 (金属製下 地部材)
I	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
II	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
III、IV	0.56以上	無し	0.08	1.08	

、 V 及 び VI		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
有り		0.63	2.22	0.72	

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。